

# 北海道考古学会会則・規則類集

## 目次

### 1 会則

1

北海道考古学会会則

### 2 規則

2-1 委員および委員会規則(北海道考古学会委員会規則第1号)	3
2-2 総会規則(北海道考古学会委員会規則第2号)	4
2-3 新入会員取扱規則(北海道考古学会委員会規則第3号)	6
2-4 印刷物等販売規則(北海道考古学会委員会規則第4号)	7
2-5 学会賞規則(北海道考古学会委員会規則第5号)	8

### 3 細則、要綱

3-1 北海道考古学会委員公募細則	10
3-2 北海道考古学会会誌編集委員会設置要綱	12

## 1 会則

### 北海道考古学会会則

(名称)

第1条 この会は北海道考古学会（以下「本会」という）といたします。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所におきます。

(目的)

第3条 本会は北海道と周辺地域の考古学および関連科学の研究と北海道に存在する遺跡・遺物の保護を目的とします。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行います。

- (1) 研究会の開催
- (2) 会誌などの発行
- (3) 資料の作成
- (4) 埋蔵文化財の保護
- (5) その他必要な事業

(会員および会費)

第5条 本会の目的に賛同し、会費を納入した個人を会員とします。年額は5,000円で前納制とします。

2 会員は、本人の意思により退会することができます。ただし、退会した年度の会費は返却しません。

3 本会は、3年以上会費を滞納した会員を退会処分とすることができます。ただし、退会処分とされた会員が処分された年度の会費の納入義務は消失しません。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 地域委員 10名以内
  - (4) 運営委員 16名以内
  - (5) 監査委員 2名
- 2 地域・・運営・監査委員は、会員の推薦を得て総会で選出し、正副会長は委員の互選により決定します。
  - 3 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐します。地域委員は地域を代表し運営委員は本会の運営実務を担当し、監査委員は本会の会計を監査し総会に報告します。
  - 4 委員の任期は1期、2カ年とします。ただし、2期、4カ年までの継続再任が出来ます。
  - 5 2005年度の改選にあたっては、その時まで2期4ヶ年までの継続再任していた者についても、3名を越えない数で3期6ヶ年までの継続再任が出来ます。

(顧問)

第7条 本会に顧問をおくことができます。

- 2 顧問は会員の推薦により総会で決定し本会の重要事項を諮問します。

(総会)

第8条 本会は、総会を年度当初に1回、会長が会員の出席を求めて開催します。

- 2 総会は次の事項を審議認定します。
  - (1) 前年度の事業報告および決算
  - (2) 当該年度の事業計画および決算
  - (3) 委員の改選および辞任委員の補充
  - (4) 会則の改正
  - (5) その他、本会運営上の重要事項
- 3 総会は委任状を含めて5分の1以上の会員の出席をもって成立します。
- 4 審議事項は、総会出席会員の過半数をもって成立します。
- 5 会員の要請などに基づき委員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催できます。

(委員会)

第9条 会則にて定めることおよび総会にて議決されることのほか、本会運営上必要な事項は委員会にて定めます。

- 2 委員会は第6条で定める役員により構成され、会長が必要に応じ召集し、議長となります。
- 3 本委員会に特別委員会として、会誌編集委員会をおきます。また、必要に応じ会長は委員会の決定をえて、他の特別委員会をおくことができます。

(会計)

第10条 本会の経費は会費および寄附金、補助金、その他の収入をもってあてます。

- 2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

附則

- 本会則は昭和33年10月20日から施行する。
- 本会則は昭和54年5月27日から施行する。
- 本会則は昭和57年5月24日から施行する(一部改正)。
- 本会則は昭和58年8月30日から施行する(一部改正)。
- 本会則は昭和60年5月2日から施行する(一部改正)。
- 本会則は平成3年6月2日から施行する(一部改正)。
- 本会則は1997年4月26日から施行する(一部改正)。
- 本会則は2000年5月13日から施行する(一部改正)。
- 本会則は2003年4月27日から施行する(一部改正)。
- 本会則は2005年4月23日から施行する(一部改正)。
- 本会則は2012年5月12日から施行する(一部改正)。

## 2 規則

### 2-1 委員および委員会規則 (北海道考古学会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、本会の目的達成および事業の円滑公正な実施のために設置される委員および委員会について、会則に定めることの他、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出方法)

第2条 委員は、会員による推薦などの公募手法により候補者を選出し、総会で決定する。

(任期)

第3条 委員の任期は1期、2ヵ年とする。ただし、2期、4ヵ年までの継続再任ができる。

(区分)

第4条 委員は、別表1に定める地域を代表する「地域委員」と実務を担当する「運営委員」とに分かれる。

(定義)

第5条 地域委員の定数は、別表1に定める地域毎に1名とする。ただし、第1地区および第2地区からは選出しない。運営委員は別表2に定める業務を担当し、16名とする。

(業務担当)

第6条 運営委員の別表2の業務担当の内、正副会長は、全委員の互選により定め、他の業務担当は運営委員が分担する。

(委員会)

第7条 委員会は会長が必要に応じ招集開催し、議長となる。

(成立と議決)

第8条 委員会は運営委員の過半数以上の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数以上をもって決定する。

附則

この規則は、1997年2月9日より施行する。ただし、総会の議決が必要な条項は、直近の総会の議決後とする。

別表1 地域委員選出地域表

地区名	所属範囲
第1地区	札幌市
第2地区	石狩管内
第3地区	後志管内
第4地区	渡島桧山管内
第5地区	日高胆振管内
第6地区	空知上川留萌宗谷管内
第7地区	網走管内
第8地区	十勝釧路根室管内
第9地区	東北地方管内
第10地区	本州地区(東北地方を除く)管内

別表2 運営委員業務担当表

業務名	業務内容	定数
会長	会代表、委員会議長	1
副会長	会長補佐	1
総務	総会開催、会庶務業務	2以内
会計	会計事務	2以内
会誌	編集委員、会誌発行業務	2
だより	だより発行業務	2以内
研究会	研究大会、月例研究会業務	2以内
見学会	遺跡見学会業務	2以内
報告会	遺跡発掘調査報告会業務	2以内

## 2-2 総会規則 (1997年2月8日) (北海道考古学会規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、本会の最高議決機関である総会について、会則に定めることその他、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催)

第2条 定期総会は、毎年度当初に1回、会長が会員の出席を求めて開催するものとする。

(成立)

第3条 総会は、委任状を含め5分の1以上の会員の出席をもって成立する。

(審議事項)

第4条 総会は、次の事項を審議認定する。

- 1) 前年度の事業報告および決算。
- 2) 当該年度の事業計画および決算。
- 3) 隔年度に行われる委員の改選および辞任委員の補充。
- 4) 会則の改正。
- 5) その他本会議運営上の重要事項。

(議決)

第5条 審議事項は、総会出席会員の過半数をもって議決する。

(事前配布)

第6条 審議事項は、総会開催日までに会員に文書等で公開しなければならない。

(会員による議案提出)

第7条 委員会提出の審議事項の他、会員提案による議案は総会において審議するものとするが、前条の規定に基づき、提案会員はその内容を3ヶ月前迄に文書にて事務局あて通知しなければならない。

(臨時総会)

第8条 会員の要請に基づき委員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催できる。また、成立要件等は、定期総会に準ずる。

附則

- 1) この規則は1997年2月9日より施行する。ただし、総会の議決が必要な事項は直近の総会の議決後とする。
- 2) 第3条の規定にかかわらず、新たな総会議決があるまでは、成立規定は適用しない。
- 3) この規則は、2012年5月12日より施行する(一部改正)。

総会規則 様式1

入 会 申 込 書

北海道考古学会様

・氏名(ふりがな)

・住所〒 電話

・生年月日年月日歳

・勤務先

住所〒 電話

・研究分野 旧石器 縄文 続縄文 擦文 オホーツク アイヌ その他( )

上記のとおり申し込みます。

年 月 日

申込者 \_\_\_\_\_

## 2-3新入会員取扱規則 (1997年2月8日) (北海道考古学会規則第3号)

(目的)

第1条 この規則は、本会の目的に賛同して入会した会員の入会年度時の特例を定め、既会員との均衡を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 本会の目的に賛同し入会しようとする者は、次の手続を行うものとする。

- イ 当該および次年度分会費の納入。
- ロ 入会申込書(様式1)の提出。

(入会)

第3条 本会の年度は、会則第10条(2)で定められ、この間に入会した会員は、全て4月1日に入会したものとする。

(資料等の受領)

第4条 入会者は、入会年度に限り次の資料を受領することができる。

- イ 会則。
- ロ 当該年度発行の「だより」。
- ハ 当該年度作成の「事業案内」。ただし、申し込み時に終了した事業は除く。
- ニ 前年度発行の「会誌」。

附則

この規則は、1997年4月1日より施行する。

総会規則 様式1

入 会 申 込 書	
北海道考古学会様	
・氏名(ふりがな)	
・住所〒	電話
・生年月日年月日歳	
・勤務先	
住所〒	電話
・研究分野	旧石器 縄文 続縄文 擦文
	オホーツク アイヌ その他( )
上記のとおり申し込みます。	
	年 月 日
	申込者 _____

## 2-4印刷物等販売規則 (1997年2月8日) (北海道考古学会規則第4号)

(目的)

第1条 この規則は、本会が主催する事業会場内において、他団体等が印刷物等を販売するに際して、本会事業を円滑に実施することを目的とする。

(許可)

第2条 販売を希望する団体等は、様式1により1ヶ月前迄に会長の許可を受けなければならない。

(申請者)

第3条 前条の許可申請者は、印刷物等の発行責任者またはこれに準ずるものでなければならない。

(条件)

第4条 第2条により販売許可を得た団体等は次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 会場の使用規則を遵守すること。
- 2) 事業の進行の妨げや雰囲気騒乱とならないこと。
- 3) その他、本会運営委員の指示に従うこと。

前項を遵守できない場合は、許可を取り消すものとする。

附則

この規則は、1997年2月9日より施行する。

この規則は、2005年4月23日より施行する(一部改正)。

印刷物等販売規則 様式1

印刷物等販売許可申請書				
北海道考古学会会長様				
申請年月日 年月日				
申請者 団体名				
代表者名				
住所				
下記により申請します。				
記				
1 販売日時	年月日	時～		時
2 販売事業				
3 販売会場				
占有面積				
4 販売責任者				
5 販売会場				
名称	数量	冊個	単価	円
名称	数量	冊個	単価	円
名称	数量	冊個	単価	円

## 2-5 学会賞規則 (2014年5月10日) (北海道考古学会規則第5号)

(目的)

第1条 北海道考古学会は北海道およびその周辺地域の考古学の研究、もしくは北海道考古学会の発展に大きく貢献した会員または団体の功績を称えるとともに、若手研究者の研究活動を奨励するため「学会賞」を設ける。

(学会賞の種類)

第2条 学会賞は、前条の目的に適合した業績に対して授与することとし、次の2種類とする。

- 1) 北海道考古学会賞
- 2) 北海道考古学会奨励賞

第3条 授賞は毎年原則として各1件とし、該当者の無い場合は授賞を行わない。

(学会賞の選考対象)

第3条 学会賞は、本学会の告知に基づいて自薦・他薦で応募した次の業績を対象とする。

- 2 北海道考古学会賞は、北海道およびその周辺地域の考古学研究、もしくは北海道考古学会の発展に大きく貢献した会員または団体を対象とする。
- 3 北海道考古学会奨励賞は、北海道およびその周辺地域の考古学研究において優れた成果をあげ、将来の発展に貢献すると期待される満40歳未満(受賞年の4月1日現在)の会員を対象とする。
- 4 学会賞が対象とする研究分野は、考古学はもとより考古学に関連する学問分野を含むものとする。
- 5 北海道考古学会賞が対象とする団体にあつては、本学会員が当該団体に所属していることを要件としない。

(選考方法)

第4条 学会賞は、会長が委嘱する委員で構成する学会賞選考委員会において候補者を選考し、運営委員会の議を経て会長が決定する。

- 2 会長は、副会長、運営委員2名、一般会員2名に学会賞選考委員会委員を委嘱する。
- 3 会長は、総会において受賞者名および授賞理由を報告する。
- 4 受賞者は、原則として受賞後2年以内に本学会の研究大会または月例研究会で講演ないしは研究発表を行うこととする。

(授与)

第5条 学会賞受賞者には、毎年の総会において下記の正賞及び副賞を授与する。

- 1) 北海道考古学会賞 表彰状
- 2) 北海道考古学会奨励賞 表彰状および研究奨励費

(授賞の取消)

第6条 受賞者が次のいずれかに該当する場合は、運営委員会の議を経たうえで授賞を取り消すものとする。授賞取り消しの通告を受けた受賞者は、表彰状および研究奨励費を返還するものとする。

- 1) 盗作などによって他の研究者の業績を剽窃したことが判明したとき。
- 2) 本学会の名誉を著しく毀損する行為が判明したとき。

附則

この規則は、2014年5月10日より施行する。

## 北海道考古学会・学会賞規則 様式1

北海道考古学会賞 応募用紙 (※の項目は自薦の場合は記入不要)

ふりがな <sup>※</sup>	
推薦者氏名 <sup>※</sup>	
推薦者電話番号 (日中連絡が取れる番号) <sup>※</sup>	
推薦者メールアドレス <sup>※</sup>	
ふりがな	
候補者氏名	
候補者所属	
候補者電話番号 (日中連絡が取れる番号)	
候補者メールアドレス	
候補者の生年月日 (西暦)	
推薦理由 (600 字程度)	

主な研究業績一覧 (それぞれ 5 編以内) 各項目指定の項目が記載されていれば書式自由	
1) 著書	著者名 (編者名)・発行年・書名・出版社・総ページ数
2) 論文	著者名・発行年・論文タイトル・雑誌名・掲載巻 (号)・ページ
3) 学会発表 (ポスター発表も含む)	著者名・発表年月・発表タイトル・学会名・開催都市名
4) その他特筆すべき事項 (記入事項がある場合のみ)	

(スペースが足りない場合は適宜用紙を追加してください)

## 北海道考古学会・学会賞規則 様式2

北海道考古学会奨励賞 応募用紙 (※の項目は自薦の場合は記入不要)

ふりがな <sup>※</sup>	
推薦者氏名 <sup>※</sup>	
推薦者電話番号 (日中連絡が取れる番号) <sup>※</sup>	
推薦者メールアドレス <sup>※</sup>	
ふりがな	
候補者氏名	
候補者所属	
候補者電話番号 (日中連絡が取れる番号)	
候補者メールアドレス	
候補者の生年月日 (西暦)	
推薦理由 (400 字程度)	

  

主な研究業績一覧 (それぞれ 5 編以内) 各項目指定の項目が記載されていれば書式自由	
1) 著書	著者名 (編者名)・発行年・書名・出版社・総ページ数

2) 査読付き論文	著者名・発行年・論文タイトル・雑誌名・掲載巻 (号)・ページ
3) 査読なし論文・研究ノート・報告書等	著者名・発行年・論文タイトル・雑誌名・掲載巻 (号)・ページ
4) 学会発表 (ポスター発表も含む)	著者名・発表年月・発表タイトル・学会名・開催都市名

(スペースが足りない場合は適宜用紙を追加してください)

## 3 細則、要綱

### 3-1 北海道考古学会委員公募細則

(目的)

第1条 この細則は、北海道考古学会規則第1号「委員及び委員会規則」(以下、規則という。)第2条で規定する委員の選出方法について定めることを目的とする。

第2条 委員は会員の推薦により委員会が候補者を選定し、総会で決定する。

(推薦)

第3条 会員は、「地域委員」を規則第4条別表1の所属する地域に限り、その所属する地域の会員の中から1名を推薦できる。また「運営委員」を会員の仲から5名を限度に推薦できる。

(推薦様式)

第4条 会員からの推薦は、様式1にて行う。封書、葉書およびFAXにて受け付ける。

(委員選出)

第5条 委員選出の手続きは次のように行う。

- 1) 公 示 文書、だより等で総会の2ヶ月以上前に。
- 2) 受 付 総会の2ヶ月前から1ヶ月前まで事務局で。
- 3) 集計審査 受付終了直後、事務局で。
- 4) 候補者選定 (委員会決定) 総会直近の委員会。
- 5) 候補者公開 総会開催日までに。
- 6) 委員選出 総会議決。

(候補者選定)

第6条 会員推薦に基づき委員会での候補者選定は次のように行う。

- 1) 地域委員 イ集 計 被推薦者が会員で所属地域居住者であること。委員辞任後、2ヵ年以上経過した会員であること。  
ロ集 計 地域、被推薦者毎に。  
ハ候補者選定 地域毎に最大数の推薦を得た会員より順次本人の承諾を得て、1名を選定する。
- 2) 運営委員 イ審 査 委員辞任後、2ヵ年以上経過した会員であること。  
ロ集 計 被推薦者毎に。  
ハ候補者選定 最大数の推薦を得た会員より順次、本人の承諾を得て、定期改選時は16名以内、臨時改選時は欠員数を選定する。

(分掌)

第7条 この業務は、総務委員が担当するものとする。

附則

この細則は、規則施行日より施行する。

北海道考古学会委員公募細則  
様式1

北海道考古学会様
・「地域委員」推薦会員名
_____ 氏
・「運営委員」推薦会員名
1 _____ 氏
2 _____ 氏
3 _____ 氏
4 _____ 氏
5 _____ 氏
私は上記のとおり推薦します。
年月日
会員名 _____
住所 _____

## 3-2 北海道考古学会会誌編集委員会設置要綱

### 1. 設置

本会が発行する会誌「北海道考古学」は会則第 3 条（2）のロに既定する機関紙で、本会主要事業の一つである。会誌は北海道考古学の水準を向上させ、会員の見識を高める学術誌であるとともに多様な会員のための情報誌でもあり、内容の充実や品位の向上、掲載への公正さがもとめられており、これの実現のため、会則第 5 条 2 の（5）の規定に基づき、会誌編集委員会を設置する。

### 2. 組織

- 1) 編集委員会は、会員の中から推薦された 5 名（1 号委員）と運営委員会の会誌担当委員（2 号委員）2 名との 7 名の委員により構成され、北海道考古学会会長が委嘱する。
- 2) 編集委員会に編集会長および副編集会長各 1 名を委員の互選により置く。
- 3) 編集委員の任期は運営委員に準ずる。
- 4) 編集委員会は編集会長が必要に応じ招集し、議事を進行する。副編集会長は会長が事故あるとき代理する。

### 3. 分掌

編集委員会は会誌発行に関する次の事項を分掌する。

- ①編集方針（運営委員会の承認が必要）
- ②原稿の依頼、調整
- ③原稿の採否
- ④編集
- ⑤その他会誌発行に関する業務および規則等の制定

### 4. 庶務

編集委員会の運営に関する庶務は運営委員会（会誌担当委員）が行う。

### 5. 附則

この要綱に定め無き事項は、運営委員会と編集委員会との協議により別に定める。

この要綱は 1997 年 1 月 11 日より施行する。

この要綱は 1997 年 2 月 9 日より施行する。（一部改正）

この要綱は 2005 年 4 月 23 日より施行する（一部改正）。

### 北海道考古学会会誌編集委員名簿

区分	氏名	所属	摘要
1 号委員			
同 上			
同 上			
同 上			
同 上			
2 号委員			
同 上			